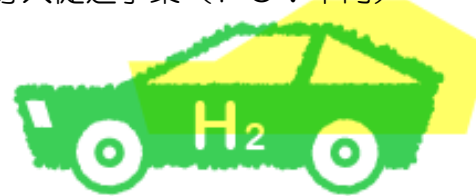


# 助成金申請に係るよくある質問・回答

令和3年度 電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）

令和3年度 燃料電池自動車等の導入促進事業（FCV車両）



2021年8月2日作成

## 目次

1	申請書類について .....	2
2	申請について .....	4
3	リースについて .....	7
4	国補助について .....	11
5	助成対象車両について .....	14
6	財産処分について .....	15
7	その他 .....	16

## 1 申請書類について

	お問い合わせ内容	回答
1	助成金申請に必要な提出書類を教えてください。	<p>「申請書類作成の手引き」をご確認ください。</p> <p>EV・PHV P21～ FCV P16～</p> <p>また、「申請書類チェックリスト」も併せてご確認ください。</p> <p>それぞれ各HPからダウンロードできます。</p>
2	立替方式ローン購入時の領収書の書き方を教えてください。	ローン会社名を宛名に、申請者様氏名を“但書き”、“備考”、“かっこ書き”等で記載してください。
3	立替方式ローンで購入した場合は、領収証の代わりに契約書を提出してもよいですか？	契約書では申請できませんので、領収書のご提出をお願いいたします。
4	保証方式ローン（販売業者と今後全額支払いする契約）で購入した場合の提出書類を教えてください。	今後全額を支払うことが明記された契約書及び約款のコピーを提出してください。
5	住民票や印鑑登録証明書はいつ取得したものを提出すればよいのですか？	申請受付日から3カ月以内を取得したものであることが必要です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う延長措置等はありません。
6	住民票や印鑑証明書の代わりに運転免許証を提出してもよいですか？	不可です。運転免許証は提出書類に含まれていません。個人での申請の場合、必ず住民票もしくは印鑑証明書をご提出ください。
7	申請書類に押印は不要ですか？	令和3年度の申請様式から押印不要になっています。ただし押印いただいたとしても受領可能です。

8	(法人申請の場合) 納税証明書の提出は不要ですか？	基本的には不要ですが、登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)に東京都内の事業所等の記載がない場合には、完納している直近の事業年度のものが必要です。
9	(法人申請の場合) 事業所設立初年度で、納税証明書の提出ができない場合は、どうすればよいですか？	都税事務所の受付印のある「法人設立・設置届出書(控えのコピー)」を提出してください。

## 2 申請について

	お問い合わせ内容	回答
1	初度登録から登録番号を変更しました。申請を行うに当たっていつの車検証が必要ですか？	番号変更のみ（名義・住所を変更していない）であれば、登録番号変更時の車検証を提出してください。初度登録時の車検証は提出不要です。
2	初度登録後に都内で転居しています。申請を行うに当たっていつの車検証が必要ですか？	初度登録時の車検証と、変更後（転居後）の車検証の両方を提出してください。 「使用の本拠の位置」が都内であることを初度登録時から満たしていることが申請要件になっているため、それを確認させていただきます。
3	「個人」としての申請、「個人事業主」としての申請はどのように区別すればよいですか？	申請車両をプライベートで使用する場合は「個人」として申請してください。 一方、営業等の事業で使用する場合は「個人事業主」として申請してください。 なお、車検証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されている場合は必ず「個人事業主」として申請していただくこととなります。
4	所有者が法人、使用者が当該法人の役員または従業員の場合は申請できますか？	申請可能です。 その場合、以下の書類の提出が必要です。それぞれHPからダウンロードしてください。  ・車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類（※）</li> <li>※使用者が役員の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 登記事項証明書に役員名の記載がある場合は、追加の書類提出は不要</li> <li>&gt; 登記事項証明書の記載がない場合は、従業員と同様の書類を提出</li> </ul> </li> <li>※使用者が従業員の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 在職証明書（ホームページからダウンロード）</li> <li>&gt; 従業員の身分証明書（下記のいずれか1点）のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証（両面をコピー。有効期限内のもの）</li> <li>• 健康保険証（住所の記載があり有効期限内のもの）</li> <li>• 住民票（発行後3カ月以内のもの）</li> <li>• 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）</li> </ul> </li> <li>&gt; 従業員の給与所得の源泉徴収票の写し（住所・氏名以外を墨消し）</li> </ul> </li> </ul>
5	車検証上、所有者と使用者が異なる場合、申請できますか？	<p>通常購入の場合（ローン購入でない場合）、車検証の所有者と使用者は、助成対象者と同一名義でなければならないため、申請できません。</p> <p>例) 所有者＝親、使用者＝子 ⇒ 申請不可  所有者＝夫、使用者＝妻 ⇒ 申請不可</p>
6	都内と都外に住居があります。車検証の使用の本拠の位置は都内です。申請できますか？	<p>申請日時点で、都内に住民票があれば申請できます。</p> <p>ただし、処分制限期間内に、東京都外へ引越しを行う場合には、「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをご提出ください。対象車両の初度登録日から処分日までの経過期間に応じて返納金が発生します。</p>

## 2 申請について

[目次へ戻る](#)

7	提出期限について教えてください。	申請受付は、今年度は令和4年3月31日（木）必着でお願いします。 また、申請車両の初度登録日から1年以内にご申請いただくようお願いいたします。
8	初度登録から1年以内が申請期限ですが、年度を超えて来年度申請した場合、来年度も同様の助成金が受けられますか？	令和4年度も助成事業は継続される予定ですが、詳細は未定です。

3 リースについて

	お問い合わせ内容	回答																							
1	リースの場合おける、国補助併用時の申請者について教えてください。	<p>R3年度CEV補助金併用の場合は、リース事業者のみです。一方、R2年度補正予算の経産省・環境省事業併用の場合は、リース事業者もしくはリースエンドユーザーのどちらかが申請者となります。</p> <p>下記表も併せてご確認ください。</p> <p>リースの場合における国補助併用時の申請者について</p> <table border="1" data-bbox="734 614 2074 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="734 614 927 764">国の補助事業</th> <th data-bbox="927 614 1066 764">事業名称</th> <th data-bbox="1066 614 1404 764">クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)事業</th> <th data-bbox="1404 614 1742 764">災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金</th> <th data-bbox="1742 614 2074 764">再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="734 764 927 869"></td> <td data-bbox="927 764 1066 869">交付元</td> <td data-bbox="1066 764 1404 869">経済産業省 (令和3年度予算)</td> <td data-bbox="1404 764 1742 869">経済産業省 (令和2年度補正予算)</td> <td data-bbox="1742 764 2074 869">環境省 (令和2年度補正予算)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="734 869 927 975"></td> <td data-bbox="927 869 1066 975"></td> <td data-bbox="1066 869 1404 975">リース事業者</td> <td data-bbox="1404 869 1742 975">リースエンドユーザー</td> <td data-bbox="1742 869 2074 975">リースエンドユーザー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="734 975 927 1118">東京都 令和3年度 助成事業</td> <td data-bbox="927 975 1066 1118">申請者</td> <td data-bbox="1066 975 1404 1118">リース事業者(※1)(※2)</td> <td data-bbox="1404 975 1742 1118">リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)</td> <td data-bbox="1742 975 2074 1118">リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="741 1129 1731 1342">                     ※1 申請者及び貸与者双方の印もしくは直筆署名があり、またリース料金から助成金額以上が差し引かれている記載がある(差し引き前と差し引き後の金額の記載がある)リース契約書が必要です。                      ※2 助成金額以上が差し引かれている記載がない場合は「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)」も併せてご提出ください。                      ※3 リース契約書に東京都の助成金相当分が差し引かれていないことが必要になります。従って、リース事業者は、東京都の助成額相当を減額せずにリース契約を締結していただきたいため、リースエンドユーザーへ環境省補助を利用するか確認してください。                 </p> <div data-bbox="1832 1102 2056 1241" style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; text-align: center;">                     東京都助成金 増額申請可能                 </div>				国の補助事業	事業名称	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)事業	災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業		交付元	経済産業省 (令和3年度予算)	経済産業省 (令和2年度補正予算)	環境省 (令和2年度補正予算)			リース事業者	リースエンドユーザー	リースエンドユーザー	東京都 令和3年度 助成事業	申請者	リース事業者(※1)(※2)	リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)	リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)
国の補助事業	事業名称	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(CEV補助金)事業	災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業																					
	交付元	経済産業省 (令和3年度予算)	経済産業省 (令和2年度補正予算)	環境省 (令和2年度補正予算)																					
		リース事業者	リースエンドユーザー	リースエンドユーザー																					
東京都 令和3年度 助成事業	申請者	リース事業者(※1)(※2)	リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)	リース事業者(※1)(※2) リースエンドユーザー(※3)																					

2	リースの場合、環境省補助併用時の申請者は誰ですか？	<p>環境省補助事業（国補助）へ申請できるのはリースエンドユーザー（リース使用者）のみです。</p> <p>一方、東京都の助成金は、リース事業者もしくはリースエンドユーザーが申請可能です。</p> <p>リースエンドユーザーが東京都の助成金へ申請を行う場合には、リース契約書に東京都の助成金相当分が差し引かれていないことが必要になります。</p> <p>従って、リース事業者は、東京都の助成額相当を減額せずにリース契約を締結していただきたいため、リースエンドユーザーへ環境省補助を利用するか確認してください。</p>
3	リースの場合、令和3年度CEV補助金併用時の申請者は誰ですか？	<p>リースの場合、令和3年度CEV補助金（国補助）への申請者はリース事業者のみです（R2年度の補正予算事業に関しては、リースエンドユーザーのみ）。東京都の助成金に申請できるのも、リース事業者のみです。</p> <p>東京都の助成金へ申請を行う場合には、以下の要件を備えたリース契約書の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者及び貸与者双方の印もしくは直筆署名があるもの、またリース料金から助成金額以上が差し引かれている（差し引き前と差し引き後の金額の記載があるもの）記載があるもの（差し引き前と差し引き後の金額の記載があるもの）（※）</li> </ul> <p>※助成金額以上が差し引かれている記載がない場合は「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」も併せてご提出く</p>



		ださい。
4	(リース事業者申請の場合) 提出書類を教えてください。	<p>以下の書類が必要です。詳細は申請書類作成の手引き(下記ページ)をご確認ください。</p> <p>EV・PHV P26 FCV P21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与先に記入いただく誓約書(第2号様式)</li> <li>・貸与先の「(個人の場合)住民票または印鑑登録証明書」「(法人の場合)登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)」「(法人で、登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合)法人住民税納税証明書」</li> <li>・申請者及び貸与者双方の印もしくは直筆署名があり、またリース料金から助成金額以上が差し引かれている記載がある(差し引き前と差し引き後の金額の記載がある)リース契約書(※)</li> </ul> <p>※助成金額以上が差し引かれている記載がない場合は「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)」も併せてご提出ください。</p>
5	リース契約書について「リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの」とはどういう意味ですか？	<p>助成金額分を月々のリース料金から値下げすることで、リース使用者へも助成金額を還元することが目的です。なお、リース契約書に、「リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載(助成金額が差し引かれる前の金額と、差し引かれた後の金額が確認</p>

### 3 リースについて

[目次へ戻る](#)

		でき、リース料金から助成金額以上が差し引かれていることがわかる記載)がない場合は、「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)」を作成のうえ、併せてご提出ください。
--	--	--

## 4 国補助について

	お問い合わせ内容	回答
1	現在申請できる国の補助金を教えてください。	<p>以下の3つの補助金があり、それぞれ東京都の助成金と併用可能です。申請条件や受付期限、また最新情報等は一般社団法人次世代自動車振興センターHPでご確認ください。クール・ネット東京ではお答えしかねますのでご了承ください。</p> <p>なお、③については併用することで東京都の助成金額が増額になります。</p> <p>&lt;令和3年度予算&gt;</p> <p>①『クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（CEV補助金）事業』（経産省）</p> <p>&lt;令和2年度補正予算&gt;</p> <p>②『災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金』（経産省）</p> <p>③『再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業』（環境省）</p>
2	環境省補助併用とは何ですか？	<p>「再エネ100%導入」等を条件とした環境省の補助事業（※）の交付決定を受けた方については、都の助成金が増額となります。</p> <p>都の助成金申請の前に、あらかじめ環境省補助事業に申請のうえ、交付決定通知書を受領していることが必要になります。</p> <p>※令和2年度第3次補正予算事業『再エネ電力と電気自動車や</p>

		燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業』
3	環境省補助併用の場合の提出方法を教えてください。	通常の提出書類に加え、環境省から発行される「交付決定通知書」の写しを提出してください。 なお、環境省補助併用の場合で、交付決定通知書受領前の申請については受け付けておりませんので、提出いただいた書類はいったん返却させていただきます。ご了承ください。
4	環境省補助の交付決定通知書を後から提出することはできますか？	できません。環境省補助事業の交付決定通知書を受領後、そのコピーを添付し申請してください。
5	環境省補助併用時の申請者は誰ですか？	「再エネ100%導入」等を条件とした環境省の補助事業（※）の交付決定を受けた方です。 都の助成金申請の前に、あらかじめ環境省補助事業に申請のうえ、交付決定通知書を受領していることが必要になります。 ※令和2年度第3次補正予算事業『再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業』 リースの場合、環境省補助事業へ申請できるのはリースエンドユーザー（リース使用者）のみです。
6	環境省補助事業へ申請している場合、必ず東京都へは「環境省補助併用」として申請しなければなりませんか？	必ずしも併用する必要はありませんが、その場合は助成金額の増額申請はできません。
7	環境省の補助事業への申請方法を教えてください。	一般社団法人次世代自動車振興センターのHPをご確認ください。

## 4 国補助について

[目次へ戻る](#)

8	環境省の補助事業の対象車両を教えてください。	一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている対象車両一覧をご確認ください。 なお、詳細についても一般社団法人次世代自動車振興センターにお問合せください。
9	サポカー補助金について教えてください。	一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページをご確認ください。

## 5 助成対象車両について

	お問い合わせ内容	回答
1	都の助成金対象車両を教えてください。	<p>東京都の助成金対象車両は、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の対象車両と同じです。対象車両一覧は一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページで確認できます。なお、以下の点についてご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請車両の初度登録日において、対象車両になっていること。</li> <li>・東京都の助成対象車両は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のみです（超小型モビリティは電気自動車として申請できます）。従って、ハイブリッド自動車やクリーンディーゼル自動車は助成対象外です。ミニカーは電動バイクの助成対象です。</li> </ul>
2	CEV 対象車両一覧の超小型モビリティは助成対象ですか？	超小型モビリティは助成対象です。電気自動車として申請していただけます。
3	CEV 対象車両一覧のミニカーは助成対象ですか？	ミニカーは助成対象外です。「電動バイクの普及促進事業」で助成対象です。

## 6 財産処分について

	お問い合わせ内容	回答
1	財産処分について教えてください。	<p>車両区分ごとに設定された処分制限期間内に、申請者住所の東京都外への変更等の以下の例に該当することを処分と呼びます。これらに該当する場合は、「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをクール・ネット東京へご提出ください。返納金が発生します。</p> <p>処分の例：申請者住所の都外への変更、            使用の本拠の位置のみ都外へ変更、譲渡            （売却、下取り、廃車のための引渡）            リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更            （解約後の譲渡・廃車を含む）など</p>
2	助成金受給後に東京都外へ引っ越す場合の必要な手続きを教えてください。	<p>処分制限期間内であれば「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをご提出ください。対象車両の初度登録日から処分日までの経過期間に応じて返納金が発生します。</p>

## 7 その他

	お問い合わせ内容	回答
1	車購入の際、値引きしてもらったが、東京都の助成金が減額されることはありますか？	東京都の助成金額は一律の固定額であるため減額されることはありません。
2	自動車税について教えてください。	主税局にお問い合わせください。
3	助成金の交付までの期間を教えてください。	申請受付から、不備がなければ、2~3 か月で振り込まれます。
4	現在の申請受付件数を教えてください。	申請受付件数についてはお答えしかねますのでご了承ください。 なお、予算残高が少なくなってきた場合にはクール・ネット東京HP 上でお知らせいたします。
5	申請できるのがまだ先になります。予算は残っているでしょうか？	確定的なことを申し上げることは難しいです。 なお、予算残高が少なくなってきた場合にはクール・ネット東京HP 上でお知らせいたします。
6	この助成金は圧縮記帳の対象になりますか？	税務署や税理士へご相談ください。